

標準資料一覧表

| 収 集 書 類 | 書類の 入手先 | 本人 | 配偶者 (内縁も 含む。) | 同居の 親・子 |
|---------|------------|----|---------------------|------------|
|---------|------------|----|---------------------|------------|

◎(必ず収集) ○(該当する場合は収集) △(特に指示があるまでは収集不要)

網掛けのものについては申立時に提出、その他の書類は指示があれば提出してください。
表に記載のない書類についても提出を求めることがあります。その場合、すみやかに提出してください。

| | | | | |
|--|-------------------|-----------|-----------|-----------|
| 住民票 (世帯全員の記載があり、本籍地の省略がないもの) (但し、個人番号(マイナンバー)は記載省略してください。) | 市区町村役場 | ◎ | △ | △ |
| 預貯金通帳・証書 (申立前2週間以内に記帳。表紙と過去相当期間の履歴の写しを提出) <*1> 光熱費の引落し口座については本人以外の名義でも収集 振り込みの場合は領収書を収集 | 本人保管 | ○ | <*1> △ | <*1> △ |
| 金融機関の取引明細 (通帳を破棄した場合又は一括記帳がある場合に必要) | 各金融機関 | ○ | △ | △ |
| 所得証明書 <*2>所得証明書は所得控除の記載のあるものが必要 無職の者、生活保護受給者の場合も必要 | 市区町村役場 | <*2> ◎ | <*2> ◎ | △ |
| 生活保護受給証明書 | 本人保管 | ○ | ○ | △ |
| 給与明細書(1か月分) | 勤務先 | ○ | ○ | △ |
| 退職金支払(見込)額が分かる書類 (勤務5年未満やパートの場合は不要) 退職金がない場合、退職金がないことの証明書又は支給規程の写し (勤務5年未満やパートの場合は不要) | 勤務先 | ○ | △ | △ |
| 保険(共済)証券 | 本人保管 | ○ | △ | △ |
| 解約返戻(支払)金(見込)額が分かる書類 (契約日から3年未満の場合は不要) | 各保険会社 | ○ | △ | △ |
| 車検証(又は登録事項証明書) | 本人保管 | ○ | ○ | ○ |
| 自動車査定書 (初度登録から5年以内の車、ハイブリッド車、電気自動車、外国製自動車、 排気量2500cc以上の車等の場合に必要) | 自動車業者等 | ○ | △ | △ |
| 所有権留保付き自動車の残債務額が分かる書類 (初度登録から5年以内の車、ハイブリッド車、電気自動車、外国製自動車、 排気量2500cc以上の車等の場合に必要) | 担保権者 | ○ | △ | △ |
| 無資産証明書 過去1年以内に転居している場合には前住所地での分も必要 <*3>離婚後1年以内は元配偶者分も必要(内縁の場合も同様) 生活保護受給者の場合も必要 | 市区町村役場 | ○ | <*3> ○ | ○ |
| 全部事項証明書(又は登記簿謄本) <*3>離婚後1年以内は元配偶者分も必要(内縁の場合も同様) 生活保護受給者の場合も必要 | 法務局 | ○ | <*3> ○ | ○ |
| 固定資産評価証明書(A) | 市区町村役場 | ○ | △ | △ |
| 抵当権の被担保債権の残債務額が分かる書類(B) | 担保権者 | ○ | △ | △ |
| 不動産の評価に関する書類 (残債務額(B)が評価額(A)の1.3倍を超える場合は原則として不要) | 不動産業者等 | ○ | △ | △ |
| (過去2年以内に)土地・建物を売却したときの契約書 | 本人保管 | ○ | △ | △ |
| 土地・建物の賃貸借契約書 | 本人保管 | ○ | ○ | △ |
| 遺産分割協議書(又は相続放棄申述受理証明書) (過去2年以内に相続、遺産分割、相続放棄があった場合) | 本人保管 (又は家庭裁判所) | ○ | △ | △ |
| 本人の戸籍謄本、被相続人の除籍謄本等 (過去に相続開始があり、未だに遺産分割がされていない場合) | 市区町村役場 | ○ | △ | △ |
| 元帳(又は金銭収支帳) | 本人保管 | ○ | △ | △ |
| 確定申告書(3期分) | 本人保管 | ○ | △ | △ |
| 決算書又は貸借対照表・損益計算書 | 本人保管 | ○ | △ | △ |
| 判決・訴状・支払督促・和解調書・調停調書等・差押決定正本等 | 本人保管 | ○ | △ | △ |
| 税務官署等の滞納処分差押通知 | 本人保管 | ○ | △ | △ |

※市区町村役場や法務局など公的機関から発行される書類は発行後3か月以内のものを収集してください。

※いずれの資料についても個人番号(マイナンバー)の記載がないものを取り寄せてください。